第 30 節　文化財応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　文化財所有者は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市町村等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

イ　文化財所有者は市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

ウ　市町村は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。

エ　県は、市町村や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア　建造物

文化財所有者は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市町村はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市町村はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2　県民・地域等の役割

(1) 県民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・

協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市町村教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 市町村指定等文化財

市町村教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市町村を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

4 市町村の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

各市町村内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市町村指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に

応じる。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- 各市町村内に所在する文化財の被害状況把握
- 被災文化財所有者・管理者に対する協力と支援体制の確認
- 被災文化財の応急的な修理・修復に係る指導と支援

イ　公共建築物等の耐震性確保

（ア）高齢者、障害者、乳幼児等が入（通）所している社会福祉施設、介護保健施設や社会教育施設の管理者は、施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強し耐震性の向上に努める。

また、国立学校の耐震調査及び改築整備を国等に要望するとともに、私立学校に対しても耐震性の強化を指導する。

○（イ）国指定文化財及び県指定文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、美術館、博物館に展示収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震診断を行い、必要に応じて補強する。

ウ　住宅の耐震性能向上

本県においては、平成 20 年の時点で、368,800 戸の住宅のうち、耐震基準が強化される昭和 55 年以前に建設された住宅が約 148,700 戸存在している。

県は、住宅の耐震性向上のため、市町村及び関係団体と連携し、耐震化の普及啓発を図る。また、新築時における適正な施工方法等について必要な指導等を行うものとする。

エ　建築物の落下物対策及びブロック塀等の倒壊防止

県は、建築物における天井の崩落防止等の落下物対策、ブロック塀等の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努めるものとする。

（２）耐震診断、耐震改修の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、店舗、ホテル、工場、その他多数の者が利用する建築物で、階数が３階以上で、床面積の合計が 1,000 ㎡以上のもののうち地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しなくなった「特定建築物」の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努力義務が課せられている。

県及び富山市、高岡市は、管内の特定建築物の耐震診断、耐震改修を的確に実施するため、必要があると認めるときは、国土交通大臣の定める指針を勘案して、特定建築物の所有者に対して耐震診断、耐震改修について必要な指導・助言及び指示を行うものとする。また、特定建築物以外の建築物で緊急通行確保路線等沿いにあり、倒壊により緊急輸送に障害を及ぼすおそれのある建築物の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修の啓発に努める。

県は、特定建築物の所有者が耐震診断の自己点検を促進するためのパンフレット等を活用するとともに、耐震診断技術者の養成を進め、耐震診断に関する相談窓口を、（一社）富山県建築士事務所協会等の協力を得て開設する。

（３）耐震性向上の支援措置

県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定により作成した耐震改修促進計画に基づき、下記による各支援措置を実施する。また、（一社）富山県建築士事務所協会の協力を得て、当該協会内に「富山県耐震診断等評定委員会」を設置し、耐震診断や耐震改修の技術の向上を図るほか、関係団体に対して、建築物耐震診断技術者の養成・技術向上のための講習会及び一般県民向け講習会の開催を支援し、耐震化に関する知識の普及に努める。

3　卸売市場　（県農林水産部）

地震により卸売市場の施設が被害を受けたときは、被害状況を調査し、復旧のための対策を速やかに講ずる。

特に、卸売市場は、県民への生鮮食料品等の供給基地としての役割上、速やかに復旧する必要があり、道路復旧等について関係機関に対し協力要請を行う。

4　学校教育施設等　（県教育委員会、市町村）

（1）学校教育施設

復旧計画（「第3章第 20 節　第1　応急教育等」参照）に基づき、速やかに復旧工事を行う。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

（2）社会教育施設

社会教育施設についても、所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村立の社会教育施設についても、同様の措置が講じられるよう指導を行うものとする。

○　5　文化財（県教育委員会、市町村）

（1）文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

（2）文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を経由して文化庁長官へ報告しなければならない。

（3）県及び市町村は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

17石川

第６節　地震対策に関する調査・研究

1　活断層調査

(1) 調査目的

活断層は、それぞれに固有の活動形態を持っていて、その動く方向や量、活動の間隔などに規則性がある。過去の活断層を調査し、活断層の活動様式を明らかにすれば、将来起こり得る地震の規模や時期を予測できる。この調査による地震の直前予知は無理であるが、地震の大局的な予測や活断層の正確な位置などを明らかにすることは防災計画上重要である。

(2) 森本・富樫断層帯

石川県には、４９か所の活断層があるといわれている。このうち、主要な活断層（その活動が社会的、経済的に影響が大きいと考えられる断層）を対象に、地表調査、物理探査、ボーリング調査、トレンチ調査等の各調査を行うこととし、平成８年度から平成１０年度にかけて森本・富樫断層帯の調査を実施した。

森本・富樫断層帯は、従来から地形的・地質構造的特徴に照らして、活断層の可能性が指摘されていたが、このたびの調査結果では、森本断層の存在を確認し、活動履歴の一部が明らかになった。また、富樫断層についても、その存在を強く裏付けるような様々な証拠確認がされた。

(3) 調査項目

ア　活断層の位置、長さ及び単位変位量

イ　過去の活動履歴、活動間隔及び想定地震規模

ウ　森本断層と富樫断層の連続性

エ　森本・富樫断層帯と１７９９年寛政金沢地震と関連性

(4) その他

本県には、森本・富樫断層帯のほか活断層がいくつも存在する。このうち重要度の高い活断層は、順次、調査を行い、その性状を明らかにしていく必要がある。

また、土木工事等においては、切土法面等を観察し、地層の変位等から活断層に関するあらゆる情報を収集するよう常に心がけることが肝要である。

○　なお、埋蔵文化財の発掘調査においても、液状化痕跡を注意深く観察し、記録にとどめることが必要である。

2　地震被害緊急推定シミュレーションシステムの整備

(1) 目　的

地震災害発生直後の情報空白期に地震被害の概括的状況を推定し、初動体制の迅速化を図り、災害対策活動を効果的に推進するため、地震被害緊急推定シミュレーションシステムを整備する。

(2) 効　果

ア　推定した被害状況により重点項目及び重点区域を判断し、次に行うべき即時対応を決断する。

(ｱ) 生命の安全確保（要救出者数、避難者数）

(ｲ) 災害医療（受入れ可能な医療機関等）

(ｳ) 次災害の軽減（火災、津波）

(ｴ) 緊急輸送ルートの確保　など

イ　特に、夜間・悪天候時に効果が大きい。

17 石川

第８節　消防力の充実、強化

危機管理監室、市町

１　基本方針

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う火災の発生による人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、県及び市町は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

体系

- 消防力の充実、強化
  - 出火防止、初期消火
  - 所要地域の警戒措置等
  - 消防力の強化
  - 消防機械器具の点検整備と出動計画等
  - 消防機関の警戒警備体制の確保
  - 火災発生防止の徹底
  - 救助・救急体制の整備

２　出火防止、初期消火

(1) 出火防止

ア　火の使用に関する制限等は市町火災予防条例の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ　県及び市町は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関して、火災予防運動等を通して指導を行い、地震発生時の出火防止の徹底を図る。

ウ　火気器具を使用する者は、その器具に地震発生時に自動的に消火又は出火を防止する装置を取り付けるよう努める。

(2) 初期消火体制の確立

地震直後の初期消火は、地震対策の基本である。地震直後は、電力施設等の被害によって停電し、そのため水道施設の機能が停止したり、振動によって水道管が破損したり、道路の通行も不能となるなど悪条件が重なることが予測される。

市町は、このような悪条件のもとにおいて初期消火の目的が十分に発揮できるよう、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。特に、一般住民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防隊等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

なお、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、県及び市町は、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

３　所要地域の警戒措置等

○ (1) 所要地域の防火のための警戒

市町長は、台風の接近等による強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生する

おそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。また、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

(2) 破壊消防による防ぎょ線の設定等

市町長は、火災被害の想定をもとにし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

4　消防力の強化

市町長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

市町長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

(2) 消防水利の強化

市町長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(3) 消防団の活性化

市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

市町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

(5) 市町消防の広域化

消防組織法に基づき策定された県消防広域化推進計画（平成２０年３月２８日策定）における広域化対象市町長は、広域消防運営計画の作成等を進め、広域化の実現を図る。

5　消防機械器具の点検整備と出動計画等

市町長は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項について、あらかじめ計画を定めておく。

(1) 消防機械の特別点検整備計画

(2) 出動計画等

ア　要員招集計画

消防ポンプ自動車にあっては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な招集待機の計画を定めておく。

なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても、計画を定めて

c　入居者、警備員に対する防火管理指導の徹底

d　ガス漏れ警報器、緊急ガス遮断器の設置

(ｳ) ガス事業者の災害予防体制の確立

a　供給、消費設備機器の点検整備の励行

b　消費者に対するガス器具取扱い心得等の広報活動の強化

c　ガス漏れ警報器及び緊急ガス遮断器の設置指導

(ｴ) 消防機関とガス事業者の事前申合せ及び連携強化

a　ガス事業者の初動体制

b　相互の連絡通報体制の確立

c　ガス漏れ現場における密接な連携

d　初動時におけるガス供給停止

e　必要資料の提供

ウ　ガス事故の防災対策

(ｱ) 消防機関、警察、ガス事業者及びビル管理者の連携、協力により防災活動を実施する。

(ｲ) ガス漏れ発見後は速やかに周辺地区住民の避難誘導及び立入禁止措置をとる。

(ｳ) ガス漏れ個所を速やかに探知し、元栓を止めてガスの流出防止を図る。

(ｴ) 流出したガスは、排煙設備等により大気中へ拡散を図る。

○　4　文化財災害予防

(1) 建築物等予防対策

指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者・管理者等を指導する。

ア　防災管理の体制を整備する。

イ　環境の整理整頓を実施する。

ウ　火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。

エ　火災、震災の危険のある個所の早期発見と施設の改善を行う。

オ　火災警戒は、特に厳重に行う。

カ　消火設備を完備する。

キ　警報設備を完備する。

ク　消防用水の確保措置を講ずる。

ケ　消防車両の進入道路を確保する。

コ　消火へい、防火帯を設ける措置をする。

サ　消火壁、防火戸を設置する。

シ　自衛消防組織の訓練を実施する。

ス　震災等に対処するため、木造建築物の点検及び応急資材の準備をする。

(2) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。

(3) 史跡、名勝、天然記念物等予防対策

(1)、(2)同様の措置をとる。

なお、地震が発生しても、人命に被害の及ばぬよう平常時の管理を万全にするよう指導する。

17 石川

○ (4) 事前対策

ア　未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ　耐震対策

県教育委員会及び市町教育委員会は、文化財の地震被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、耐震対策の必要性を啓発する。

県教育委員会は、自らが管理する文化財の耐震対策を実施するほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。

文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

ウ　民間団体との連携

県教育委員会又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

5　ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

県及び市町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。

6　家具等転倒防止対策

県及び市町は、地震動による家具等の転倒被害を防止するため、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを住民に周知し、日頃から住民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。

7　落下物防止対策

県及び市町は、地震動による天井材等の非構造部材の脱落による被害を防止するため、点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

8　エレベーター閉じ込め防止対策

県及び市町は、地震動によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、点検、改修の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

17 石川

○ 文化財対策のフロー　　　　　　　　　　　　　　（県・市町教育委員会）

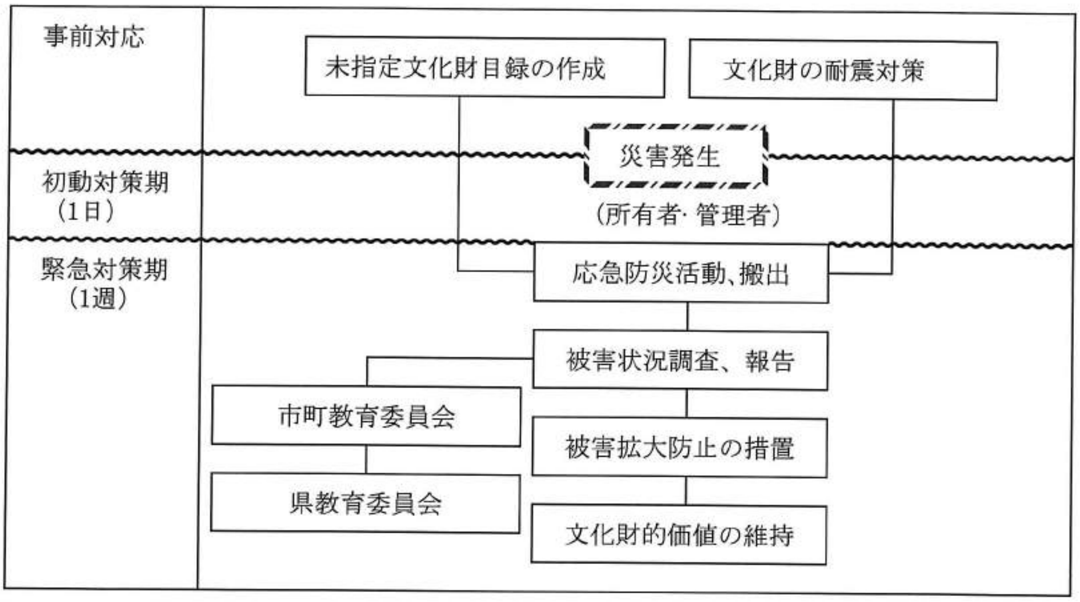

○ 12　文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

ウ　関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

　その際、県教育委員会又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ　文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された時には、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

築物、無窓建築物および火気使用室等は、その壁および天井の仕上げについて、防火材料を使用するよう指導を行う。

（2）火災予防査察の強化

消防機関は、消防法に規定する予防査察を消防対象物の用途および地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の強化を図る。

（3）防火管理者制度および防災管理者制度の推進

消防機関は、消防法第８条および第３６条の規定に基づき、選任されている防火管理者および防災管理者に対し、防火対象物および防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火および防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

（4）消防設備士の資質の向上

県は、消防設備士に対し、消防用設備等に関する技術の進歩に対応した資質を備えさせるため、消防設備士講習を実施する。

（5）自主防火体制の強化

消防機関は、事業所等の自衛消防組織の育成を図るとともに、自主防災組織の育成等地域ぐるみの自主的防火体制づくりを積極的に推進する。

（6）住宅防火対策の推進

県および消防機関は、住宅火災の発生防止や住宅火災による被害を軽減するため、関係機関や団体と協力して防火意識の啓発や住宅防火診断の実施等の住宅防火対策の推進を図るものとする。

（7）防火思想の普及

消防機関は、関係機関や団体と協力して、あらゆる機会を利用し、地域住民に対し、防火思想および知識の普及徹底を図る。

第４　文化財火災予防対策

指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、県教育委員会、市町教育委員会、消防機関等は、協力して所有者、管理者等を指導し、周知徹底を図るものとする。

（1）防火施設の整備

①　消火設備、警報設備等を整備する。
②　避雷装置を設置する。
③　消防用水の確保措置を講ずる。
④　消火活動を容易にするため進入道路を確保する。
⑤　防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等を設け延焼防止の措置を講ずる。

（2）自主防火体制の整備

①　防火管理体制を整備し管理の万全を図る。
②　環境の整理、整とんを図り、火気の発見を容易にする。
③　火気の使用を制限し、または禁止させる。
④　火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
⑤　火災警戒は定時に巡視し厳重に実施する。
⑥　自衛消防組織を結成し計画的な訓練を実施する。

第５　児童生徒の教育機会の確保に関する事項
（１）被災による家屋の全壊、半壊および流失等のため就学困難となった生徒に対する学資貸付金については、独立行政法人日本学生支援機構との連携を図り、必要な措置を講ずる。
（２）県立高等学校の専攻科の被災生徒に対しては、福井県立高等学校授業料の減免に関する規則第３条により授業料の全額または一部を免除する。
（３）教育関係見舞金品の配分については、県、市町および学校法人の代表者が協議し、各々の学校の被害程度、在籍生徒数、見舞品目等を総合的に判断して実情に応じた配分を決定する。

○ 第６　文化財保護対策
（１）文化財について災害が発生した場合には、所有者（管理責任者）は速やかに文化財保護法（昭２５年法律第２１４号）および福井県文化財保護条例（昭３４年福井県条例第３９号）の規定に基づき、地元市町教育委員会および県教育委員会へ届出（報告）しなければならない。
　届出（報告）の方法は書類によらなければならないが、その事前に電信、電話などの方法により速やかに知らせるようにする。
（２）県教育委員会（生涯学習・文化財課）は前項の届出（報告）を受けた場合には直ちに文化庁長官に届出（報告）する（国指定物件）とともに、係員を現地に派遣するなどして被害状況を収集し適切な処置を講ずる。

第７　災害救助法が適用された場合の学用品の給与
（１）給与の実施
　①　災害救助法が適用された場合、知事の救助事務を委任された市町長が行うものとする。
　②　教科書については、必要に応じ教育部の協力を得て一括購入のうえ、所轄学校長を通じて支給することもある。
（２）配分基準
　①　教科書
　　無償供与
　②　文房具および通学用品
　　知事が定める額
（３）期間
　教科書については災害発生の日から１カ月以内、文房具および通学用品については災害発生の日から１５日以内とする。

第８　市町地域防災計画で定める事項
（１）応急教育計画
　県の計画に準じて作成するものとするが、隣接市町との応援について留意すること。
（２）学校給食計画
（３）保健厚生計画
（４）その他の必要な事項

19 山梨

の促進を図る。

イ　建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

(2) 県有建物の現況

ア　県有建物所管別一覧表

（平成２４年３月３１日現在）

区分	木造		非木造	
	箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）
知事政策局	0	0.00	2	1,084.03
企画県民部	0	0.00	12	55,599.11
リニア交通局	0	0.00	1	474.93
総務部	5	674.29	37	87,712.74
福祉保健部	6	348.34	26	72,495.29
森林環境部	26	5,267.16	24	18,856.01
産業労働部	3	63.36	15	57,020.00
観光部	8	319.87	14	8,526.75
農政部	4	381.59	26	70,510.87
県土整備部	12	2,179.47	290	666,263.37
教育委員会	14	2,319.64	78	663,309.80
警察本部	21	2,073.87	244	102,425.00
合　計	99	13,627.59	769	1,804,277.90

※　箇所数は一施設を一箇所とした数字。ただし、同一施設内に木造、非木造がある場合は、各々木造１、非木造１とし、施設の付属建物（宿舎等）であっても離れているものは、別個の物として扱った。なお県営住宅等集団住宅については一団地を一施設とした。

イ　今後の方針

・不特定多数の人の用に供する特殊建築物等の不燃化の推進を図る。

・公営住宅の不燃化及び既設木造公営住宅の耐火構造への建替等の指導を行う。

・建築物の建設資金融資制度の活用については、不燃化を図るよう関係者への指導を強化する。

(3) 建物以外の施設の補強及び整備

ア　国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。

イ　移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。

ウ　消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

エ　定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

○　第８節　文化財災害予防対策

１　保護の対象

（平成27年3月現在）

区分	国指定		県指定	
	件数	内訳	件数	内訳
有形文化財	108	建造物51（内国宝2） 美術工芸品57（内国宝3）	346	建造物64 美術工芸品282
無形文化財				
民俗文化財	4	無形3　有形1	30	無形18　有形12
史跡	15		28	
名勝	6	特別名勝2　名勝4	5	
重要伝統的建造物群	1			
天然記念物	34	特別天然記念物3 天然記念物31	107	
合　計	168		516	

2 文化財保護対策

(1) 国指定の文化財

文化庁、県及び市町村の教育委員会は「文化財保護法」によって指定された国宝等の文化財が適切に保存されるよう取り組んでいる。

(2) 県及び市町村指定の文化財

「県文化財保護条例」及び「市町村文化財保護条例」によって指定された文化財の保護は、それぞれの自治体が独自に重要な文化財を指定し適切に保存されるよう取り組んでいる。この場合、同一物件が同時に国、県、市町村指定となることはない。

(3) 文化財の管理責任

ア 文化財の管理については、所有者及び管理責任者にその責任を義務づけている。

イ 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、所在地の市町村教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財は県教育委員会に届け出るものとする。

3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設(防火施設、保存庫)については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定では50%が上限である。

第９節 原子力災害予防対策

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも本県の地域は含まれていない。本県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、本県南部県境までの距離は約７０kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改正を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針の改正改定を受け見直しを行なう必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア・イは、実用発電用原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone)
放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域（概ね半径５km)

イ 緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective action Zone)
緊急時防護措置を準備する区域（概ね３０km)

本節及び第３章第７節における用語の意義は次のとおりとする。

・「原子力災害」･･･原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害をいう。

・「原子力緊急事態」･･･ 原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が

19 山梨

イ　県

県は、消防組織法第 40 条に基づく「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」により消防庁に報告する。

なお、確定報告については、応急措置の完了後 20 日以内に、災害対策基本法第 53 条第 2 項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第 40 条に基づく消防庁長官あて文書を各１部ずつ消防庁に提出する。

ウ　他の法令に基づく被害報告

① 消防組織法に基づく火災報告(防災危機管理班)
② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(障害福祉班、医務班)
③ 厚生労働省通達に基づく水道の被害報告(衛生薬務班)
④ 災害防疫実施要綱に基づく被害報告(健康増進班)
⑤ 農林水産業被害報告要領に基づく災害報告(農業技術班・森林環境総務班)
⑥ 農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告(耕地班)
⑦ 中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告(産業政策班)
⑧ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告(治水班)
⑨ 国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告(都市計画班)
⑩ 公営住宅法に基づく被害報告(建築住宅班)
⑪ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害報告(学校施設班)
○ ⑫ 文化財保護法に基づく被害報告(学術文化財班)

4　災害広報

県は、災害が発生したとき、防災機関等から連絡を受けた災害情報を速やかに市町村、防災関係機関等へ連絡する。

県は、市町村、防災関係機関等からの被害情報の収集を図り、多様な情報伝達手段により、報道機関等の協力を得て、罹災者に即時性のある正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。広報にあたっては、外国人や障害者・高齢者等の要配慮者に対しても十分留意し適切な広報に努める。

(1) 県による広報

ア　広報体制

県本部が設置されたときは、広聴広報班は統括部広報班(班長・広聴広報課長)の指示により、県民等への災害情報を提供する。

県は、災害情報の収集・伝達にあたり関係機関相互の連携による、正確で効率的な広報体制の整備に努める。

県は、災害対策本部の対応状況について、定期的に情報提供を行える体制を整える。また、高齢者等にも配慮した情報伝達手段を講じる。

イ　広報資料の収集

災害情報の収集は、前記３被害情報の収集伝達による。

その他の情報は、各市町村及び各地方連絡本部等を通じ資料の収集に努める。

ウ　広報内容

① 災害情報及び県の防災体制
② 被害状況及び応急対策実施状況
③ 公共施設の被災状況及び復旧の見通し
④ 被災者に対する注意事項
⑤ 一般住民に対する協力要請
⑥ 安否、避難所、医療等の生活関連情報
(県と市町村との情報提供区分を明確にする。)
⑦ ボランティアに対する被災地のニーズ等の広報

19 山梨

3　被害情報の収集伝達

(1) 被害情報の収集伝達

・山梨県防災行政無線により被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

・被害情報の収集伝達は、状況に応じて電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。

・各通信手段の利用方法については、平常時より利用方法について習得しておく

(2) 被害規模の早期把握のための活動

ア　県が行う情報収集

・県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に収容された負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

イ　消防防災ヘリコプターによる情報収集

震度５弱以上の地震が発生したとき、県は直に消防防災ヘリコプターを出動させ、テレビ電送による映像により被害情報を収集する。

(3) 地震発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

・市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。
ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なときは、市町村は消防庁に直接報告するものとする。

・市町村は消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

・県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

本編第２編第３章第２節３（４）被害情報の収集・連絡と同じ。

(5) 報告の種類・様式

ア　県・市町村

本編第２編第３章第２節３（６）報告の種類・様式と同じ。

イ　他の法令に基づく被害報告

①　消防組織法に基づく火災報告(防災危機管理班)
②　厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(障害福祉班、医務班)
③　厚生労働省通達に基づく水道の被害報告(衛生薬務班)
④　災害防疫実施要綱に基づく被害報告(健康増進班)
⑤　農林水産業被害報告要領に基づく災害報告(農業技術班・森林環境総務班)
⑥　農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告(耕地班)
⑦　中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告(産業政策班)
⑧　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告(治水班)
⑨　国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告(都市計画班)
⑩　公営住宅法に基づく被害報告(建築住宅班)
⑪　公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害報告(学校施設班)
○ ⑫　文化財保護法に基づく被害報告(学術文化財班)

第２５節　建築物災害予防計画

第１　基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第２　主な取組み

1　建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

2　建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。

○　3　文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第３　計画の内容

1　公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）　県有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。

（イ）　耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（建設部）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

（ウ）　防火管理者の設置（全機関）

学校、病院等で消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

（エ）　県有施設を新築又は建て替える場合の措置

県有施設の新築又は建て替えに当たっては、「県有施設の耐震対策要綱」に基づき建築する。

（オ）　緊急地震速報の活用

県が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。（県有施設管理部局）

b　ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をするものとする。

c　屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行うものとする。

（イ）（ア）以外の市町村

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

ウ【住民が実施する計画】

（ア）外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

（イ）地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

○　4　文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国、県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

（ア）市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

（イ）防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

（ア）所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

（イ）防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第２９節　建築物災害応急活動

第１　基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

第２　主な活動

1　災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。

○　2　文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

第３　活動の内容

1　公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）　庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。(全機関)

（イ）　緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとる。(県有施設管理部局)

（ウ）　応急危険度判定士の派遣の準備を行う。(建設部)

イ【市町村が実施する対策】

（ア）　庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

（イ）　緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとるものとする。

（ウ）　被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(全機関)

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

2　一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

(ア)　危険度判定士の派遣の準備を行う。

(イ)　市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

(ア)　住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置をとるものとする。

(イ)　災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

(ウ)　必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や宅地の応急修繕を推進するものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置をとるものとする。

○　3　文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(教育委員会)

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

ウ【所有者が実施する対策】

(ア)　見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。

(イ)　文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。

(ウ)　災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

イ　関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

(5)　登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図るものとする。

なお、県及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

(6)　避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

a　計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

b　児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。

c　訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。

d　訓練は毎学期１回程度実施する。

e　訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。

f　平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。

g　計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。

h　訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

○ 第2項 文化財保護対策

1　方針

大規模地震災害発生時には建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想され、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図る。

2　実施責任者

県

市町村

指定文化財等の所有者又は管理者

3　実施内容

(1)　防災思想の普及

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財に対する県民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図るものとする。

(2)　文化財施設の予防対策

ア　指定文化財等の所有者及び管理者

指定文化財等の所有者及び管理者は、施設を地震災害から保護するため、不燃化、耐震化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

イ　県、市町村

a　国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

b　文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を配備し、大規模地震災害時に備える。

c　所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために文化財の防災の手引きを発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。

d　自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

e　文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

f　文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

(3)　防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期するものとする。

(4)　避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努めるものとする。

(5)　応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するものとする。

県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

学校施設の被害があったときは、速やかにその状況を調査し、県に報告する。

イ　被災児童生徒等の調査

児童生徒等及び教職員等の属する世帯の住家の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

ウ　被災生徒に対する育英補助及び授業料軽減補助

県から通知があったときは、育英補助及び授業料軽減補助を希望する被災生徒に対して周知徹底を図る。

(6)　その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

○　第2項 文化財、その他の文教関係の対策

1　方針

地震災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2　実施責任者

県

市町村

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者

3　実施内容

(1)　被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を市町村に報告するものとする。

(2)　公民館その他社会教育施設の対策

市町村は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

(3)　文化財の対策

県及び市町村は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導するものとする。

<table>
<tr><td>静岡県地震防災センターによる啓発</td><td>・静岡県地震防災センターは、地震防災に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。
・地震防災に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。
・大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</td></tr>
<tr><td>伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した啓発</td><td>県は、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。
・ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発
・ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発
・学校でのジオパーク教育を通じた防災教育
・ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用</td></tr>
<tr><td>○ 社会教育を通じての 啓 発</td><td>・県教育委員会は、ＰＴＡ、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。
・文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。
<table>
<tr><td>啓発内容</td><td>・県民に対する一般的な啓発に準ずる。
・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</td></tr>
<tr><td>手段・方法</td><td>・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>各種団体を通じての 啓 発</td><td>・県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。
・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</td></tr>
<tr><td>自動車運転者に対する啓発</td><td>・県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。
・県は、警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。</td></tr>
<tr><td>防災上重要な施設管理者に対する教育</td><td>県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</td></tr>
<tr><td>相談窓口等</td><td>県は、それぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずる。
<table>
<tr><td>総括的な事項</td><td>危機管理部、各地域危機管理局</td></tr>
<tr><td>建物等に関する事項</td><td>建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（4）市町防災担当者研修会の実施

県は、災害応急対策の推進に当たり、中心となる市町の防災担当職員を対象に次の事項を内容とする防災事務研修会を実施する。

研修事項	ア　気象状況の知識 イ　救急・救出の実務 ウ　非常無線の取扱方法 エ　災害危険箇所に関する知識 オ　その他防災に関すること

（5）防災対策研究の国際的な情報発信

○　災害から得られた知見や教訓を国際交流等の場を通じて諸外国に広く情報発信・共有するように努めるものとする。

17　緊急輸送用車両等の整備

○　災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

○ 18　文化財等の耐震対策

○　文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

○　県は上記の取組を支援するため、本県独自の耐震診断指針である「予備基礎診断」の担い手を育成し、所有者・市町等の依頼に応じて派遣する。

必　要　な　対　策
ア　文化財等の耐震措置の実施
イ　安全な公開方法、避難方法の設定
ウ　東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
エ　地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ　文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ　地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

19　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市町は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市町はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくものとする。

ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。

また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

◆ 附属資料第１「防災重点ため池」

○ 第４節　文化財の保護

１　県（教育委員会）及び市町村における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する県民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

２　平常時からの対策

(1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、防災台帳の内容は次のとおりとする。

ア　所有者名　・所在地　・連絡先　・所轄消防署名

イ　所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）

ウ　防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他）

エ　所在地内の地図　・周辺地図　・広域地図

(2) 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を県下３箇所に配備し、大規模災害時に備える。

(3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。

(4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

(5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

３　応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

４　災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

(1) 被害状況の把握と報告

(2) 事後措置の指示・伝達

5　応急協力体制

県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1　県（防災局、関係部局）及び市町村における措置

県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。

また、県及び市町村は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

2　地震対策緊急整備事業計画

(1) 作成主体は、都道府県知事

(2) 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画

(3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第 3 条第 1 項に掲げる施設等の整備等

第１号　避難地

第２号　避難路

第３号　消防用施設

第４号　緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設

第５号　地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設

第６号　石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地

第７号　公的医療機関のうち、地震防災上改築を要するもの

第８号　社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第９号　公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第１０号　津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設

第１１号　砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

3　地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 作成主体は、都道府県知事

(2) 計画の対象地域は、愛知県全域

(3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策特別措置法」第 3 条第 1 項に掲げる施設等の整備等

第１号　避難地

第２号　避難路

第３号　消防用施設

第３節　文教等対策 (発災29)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第１項　活動方針

○ 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
○ 教育機能の早期回復をめざす。
○ 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
○ 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第２項　主要対策項目

＜共通＞

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有学校施設等の一時使用措置	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後１日以内】	・避難状況等（市町、災対本部） ・一時使用要請（市町、災対本部）
災害時の応急教育の実施判断	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況（市町・県立及び私立学校）
教職員の確保	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被災状況（市町・県立及び私立学校）
被災児童生徒等の保健管理	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後１週間以内】	・被害状況（市町・県立及び私立学校）
授業料の減免等の判断	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後１週間以内】	・被害状況（市町・県立及び私立学校）
国・県指定の文化財の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況（所有者・管理者等）

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県（県立学校）が実施する対策

１　県有学校施設等の一時使用措置（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、県立学校及び県営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

2　災害時の応急教育の実施判断（被災者支援部隊<教育対策班>）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

① 県立学校施設の危険度判定を行う。
② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
③ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））が児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を行う。

3　教職員の確保（被災者支援部隊<教育対策班>）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県内市町との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、全国知事会等を通じ他県等に対し教職員の派遣を要請し、他県等、県内市町等と受入、配置先等の調整を行う。

4　被災児童生徒等の保健管理（被災者支援部隊<教育対策班>）

県立学校では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

5　授業料の減免等の判断（被災者支援部隊<教育対策班>）

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予綱領（平成14年教育委員会告示第4号）により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。

また、私立高等学校授業料減免補助金取扱要領（平成22年生文第０１－１号）により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。

災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

○ 6　国・県指定の文化財の保護（被災者支援部隊<教育対策班>）

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

(2) 応急対応

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、県教育委員会は国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市町教育委員会並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

■市町が実施する対策

１　応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

①　市町立学校施設の危険度判定を行う。

②　校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

③　校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館及び公会堂、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。

④　応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

⑤　施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市町教育委員会は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

２　教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

３　被災児童生徒等の保健管理

「＜県が実施する対策＞４被災児童生徒等の保健管理」に準ずる。

４　授業料等の減免等の判断

「＜県が実施する対策＞５授業料の減免等の判断」に準ずる。

５　学校施設等の一時使用措置

「＜県が実施する対策＞１県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

６　学用品の調達及び確保

(1)　給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2)　給与の方法

学用品の給与は、市町長(救助法が適用された場合は知事の委任による市町長)が行う。

○ 7 国・県・市町指定の文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

市町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・市町指定等文化財が被害を受けたときは、市町教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 被害状況の報告
(2) 応急教育の方法
(3) 教育実施者の確保
(4) 学用品の給与
(5) その他必要な事項(休校園措置、給食の措置等)

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 応急教育の実施判断(私立学校管理者)

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策を取り、教育の低下をきたさないように努める。

① 私立学校施設の危険度判定を行う。
② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
③ 施設の安全が確保できない等により応急教育が長期間実施できない場合は、県災対本部(被災者支援部隊(教育対策班))に対し、児童生徒等の公立学校等への一時編入等を要請する。
④ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない場合は、県災対本部(被災者支援部隊(教育対策班))に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保(私立学校管理者)

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、非常勤講師等の任用などを行う。

3 被災児童生徒等の保健管理(私立学校管理者)

私立学校では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

4 授業料の減免等の判断(私立学校管理者)

「<県が実施する対策>5授業料の減免等」に準ずる。

５　学校施設等の一時使用措置（私立学校管理者）

「＜県が実施する対策＞１県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

○ ■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

昭和 56 年以前の建築物に対し耐震診断補助制度を設け耐震化の促進を図るとともに、特に耐震診断が義務付けられた建築物については重点的に取り組む。

(5) 建物等に付属する施設等の安全性の向上

市街地においては、震災時に煙突、看板、屋外広告塔など建物に付属する構造物の落下により人的な被害が生じる恐れがあることから、付属物、工作物の安全対策の啓発に努める。

また、ブロック塀の安全性確保および特定天井の脱落対策について建築基準法に基づく改修の指導を行う。

○ (6) 文化財の耐震化の推進

① 文化財の耐震化等

本県の国指定有形文化財は 811 件で、これは東京、京都、奈良に次ぐ全国で四番目の保有数であり、これら文化財を地震から守るため、以下の対策を推進する。

ア 建造物は、老朽化や腐朽、破損度合の大きい順に耐震補強、解体修理等を実施する。
イ 建造物、美術工芸品とも防災施設整備事業を推進する。
ウ 美術工芸品は耐震保有施設の設置等を推進する。
エ 公益財団法人滋賀県文化財保護協会の融資制度を活用し修理や防災施設の整備を推進する。
オ 文化財の所有者または管理団体に対する防災措置等の指導を行う。

② 文化財周辺の環境整備

県および市町は、文化財保護対策の観点にも留意し、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備の推進に努めるものとする。

【滋賀県の文化財の状況】　　　　　　　　　　　　　（平成 27 年 12 月末現在）

文化財の種別	文化財指定種別			文化財構造種別		
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計
指定建造物	184	79	263	237	26	263
指定美術工芸品	637	254	891	—	—	—
合　計	821	333	1,154	—	—	—

●重要伝統的建造物群　3 地区
●登録有形文化財（建造物）　371 件

○ 6 **文化財の保護計画**（文化財保護課）

(1) 文化財が被災した場合は、その所有者および管理団体は、ただちに所轄の消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、市町本部（教育委員会）に報告する。市町本部（教育委員会）は、その結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあっては県本部（教育委員会）へ、国指定の文化財にあっては県本部（教育委員会）を経由して文化庁へ報告しなければならない。

(2) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。

【災害時応援協定編参照】

- 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人プレハブ建築協会）
- 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県建設業協会）
- 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県電業協会）
- 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県電気工事工業組合）

第12章　文化財災害予防計画

（府文化スポーツ部、府教育庁）

第１節　現状

第1　建　造　物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に639棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている588棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は509棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の354棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。

第2　美術工芸品（有形民俗文化財を含む。）

府内における国指定文化財の所有者は413社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは199社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に５件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。

また、府指定・登録文化財は、現在191所有者、277件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託４件を含む。）、これ以外の204件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る154件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。

〔市町村別の指定件数は、資料編２－６参照〕

第3　史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は135件（二府県にまたがるものは除く。）、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は60件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。

〔年次別の指定件数は、資料編２－７参照〕

第4　重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区は府内に７地区あるが、総合的な防災設備の設置が進められている。

第5　文化的景観

府内に国選定重要文化的景観は３件、府選定文化的景観は10件選定されている。

第２節　計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

第３節　計画の内容

第１　建造物

防災施設設備の対象として、第一に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自火報設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

第２　美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自火報設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

第３　史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の史跡、名勝、天然記念物の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第４　重要伝統的建造物群保存地区

総合的な防災設備の設置の促進について、市町に指導助言を行う。

第５　文化的景観

重要文化的景観又は府選定文化的景観選定地域内にある建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。

第６　文化財保護対策

1　文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

2　災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。

3　文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。

4　文化財の防火に関係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

第７　補助金及び融資

１　補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定登録、府指定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

２　融　資

財団法人　京都府文化財団の行う融資制度

長期　　　　１０年償還　低利（年利 1.2%）

融資対象は補助金事業に準ずる

第２５章　文化財等の応急対策

文化財の所有者及び管理者を対象に、平常時からの防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。

また、地震によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

第１　被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

第２　被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

第３　被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

第４　美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

3　教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

(1)　災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号)」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号」、「学校給食法（昭和29年法律第160号)」による補助金に関すること。

(2)　災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号)」による就学奨励費に関すること。

(3)　災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号)」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号)」による学資貸与金に関すること。

(4)　府立高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となった者に対する授業料の減免に関すること。

(5)　被災教職員に対する救済措置に関すること。

4　児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

第４　市町村地域防災計画で定める事項

(1)　学校等の施設復旧に関する事項

(2)　教育活動再開に関する事項

○　第８節　文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第９節　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

（府総務部・府農林水産部）

第１　計画の方針

地震災害後の災害復旧に際し、市町村に対する財政措置並びに農林水産業者及び団体に対する資金融資等について定める。

第２　市町村に対する措置

市町村が被災した施設を原形に復旧するにあたり、府は災害復旧事業債及び地方交付税による財政措置に万全を期するとともに、市町村の行う一時借入金の借入れあっ旋を行う。

1　災害復旧事業債

(1)　補助災害復旧事業債